

アフリカ豚コレラに対する国際協力について

- アフリカ豚コレラは、欧州のみならず、昨年8月にアジアで初めて中国で感染が確認され、その後、本年1月から3月にかけてモンゴル、ベトナム、カンボジアで、5月には香港、北朝鮮で、6月にはラオスで、8月にはミャンマーで、さらに9月にはフィリピンで感染が確認されるなど、アジアでの感染が拡大。
- アフリカ豚コレラの発生の拡大・まん延防止は国際的に協力して対応すべき課題であり、国際獣疫事務局(OIE)や国連食糧農業機関(FAO)などの国際機関の主導のもと、関係国が連携・協力することにより、アフリカ豚コレラの発生拡大・まん延防止を図り、各国への侵入リスクを低減。

○ G20新潟農業大臣会合

- ・ 2019年5月11日～12日、吉川農林水産大臣を議長として開催されたG20新潟農業大臣会合において、国際獣疫事務局(OIE)を含む国際機関への支援と情報共有の強化及び特にアフリカ豚コレラ(ASF)等の越境性動物疾病に対処するためのOIE基準の実施が重要であるとの閣僚宣言が採択。



○ G7首席獣医官会合

- ・ 2019年5月24日、第3回首席獣医官会合(フランス)において、各国におけるASFや豚コレラ(CSF)に対する防疫措置について、技術的な意見交換が実施され、ASF及びCSF対策における通報の徹底やバイオセキュリティ、サーベイランス、野生動物の管理、ワクチン、国境貿易、啓発活動等について提言。



第3回首席獣医官会合 出席者代表

参加国・機関: G7各国(日本、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス、米国、カナダ)の首席獣医官、EU、OIE、国連食糧農業機関(FAO)、世界銀行から約20名が参加(我が国からは、首席獣医官である熊谷農林水産省動物衛生課長が出席)



第3回首席獣医官会合 会議の様子

(参考)過去の開催実績

- ・ 第1回首席獣医官会合: 2016年、薬剤耐性菌(AMR)をテーマに日本(東京)で開催
- ・ 第2回首席獣医官会合: 2017年、鳥インフルエンザをテーマにイタリア(ローマ)で開催

アフリカ豚コレラに対する国際協力について

○ OIE等の国際機関における活動



(1) OIE総会

- ・ 2019年5月26日～31日、第87回OIE総会(フランス)において、ASFへの対応について農家等への知識啓発、農場のバイオセキュリティの強化、早期摘発等の重要性が確認され、啓発活動、バイオセキュリティの強化、透明性の確保、畜産物や動物の密輸対策、地域の連携、研究協力等に関するASF国際協力の決議が採択。

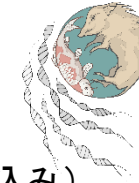


第87回OIE総会 開会式の様子
(21カ国の農業省の政務が出席)

参加国・機関: 182のOIE加盟国・地域、71の国際機関等から合計約900名が出席

(2) OIEアジア・極東・太平洋地域総会

- ・ 2019年9月2日から6日、仙台市で開催された第31回OIEアジア・極東・太平洋地域総会において、ASFに対して連携して対処することについて確認がなされるとともに、ASFへの協力強化に関する決議が採択(決議は9月末に公表される見込み)。



第31回OIEアジア・極東・太平洋地域総会
集合写真(1列目中央: 濱村農林水産大臣政務官)

参加国・機関: アジア・極東・太平洋地域のメンバー、国際機関、専門家等の合計約100名が出席

(3) OIE/FAOアジア地域アフリカ豚コレラ専門家会合

- ・ 2019年4月10日、第1回会合(中国)が開催され、定期的な会合を通じてアジア地域におけるアフリカ豚コレラ対策の技術的課題を検討していくことを確認。



第1回OIE/FAOアジア地域ASF専門家会合の様子

参加国・機関: 日本・中国・韓国の担当官、アジア地域及び欧州の専門家、OIE、FAO等の合計約40名が出席

- ・ 2019年7月30日～31日、第2回会合を東京で開催し、発生状況と対策を共有するとともに、水際検疫やバイオセキュリティなどの技術的課題について議論を実施。



第2回OIE/FAOアジア地域ASF専門家会合
集合写真(1列目中央: 吉川農林水産大臣)

参加国・機関: 日本、中国、韓国、ベトナム、カンボジア、モンゴル、台湾、ラオス、タイ、ミャンマー、フィリピン、香港の担当官、アジア地域及び欧州の専門家、OIE、FAO等の合計約50名が出席

1 概要

(1) 日時、場所 令和元年7月30日(火)、31日(水)、日本(東京)

(2) 参加者 日本、中国、韓国、ベトナム、カンボジア、モンゴル、台湾、ラオス、タイ、ミャンマー、フィリピン、香港の首席獣医官やアフリカ豚コレラ防疫担当者、OIE、FAO、ASF専門家(欧州、アジア)等
合計 約50名が参加
(我が国からは、吉川農林水産大臣、熊谷動物衛生課長らが出席)



(3) 開催目的・背景

アジア地域におけるアフリカ豚コレラの拡大防止と清浄化に向けた地域の連携と情報共有を強化するため、OIEとFAOによるGF-TADs(越境性動物疾病対策の国際的枠組み)のもと、アジア地域アフリカ豚コレラ専門家会合が設立され、本年4月、中国(北京)で設立会合を開催。

(4) 概要

○ 我が国が第2回会合を主催し、発生状況と対策を共有するとともに、水際検疫やバイオセキュリティなどの技術的課題について議論を実施。

○ 吉川農林水産大臣から、地域の特性を考慮した対策が重要であるとして、

① 各国政府と関係機関が連携し、リスクのある物品を持ち出さず、持ち込まない基本的な衛生管理の徹底、

② 農場におけるバイオセキュリティの徹底、

③ 水際検疫やバイオセキュリティの意義や重要性を理解するための効果的で継続的な教育や啓発活動、分かりやすいメッセージの発信

の重要性を強調するとともに、会合を通じてアジア各国の連携を一層強化し、アフリカ豚コレラの拡大防止や封じ込めを目指すことが各国の国民の食を守り支えていくことにつながると発言。



吉川農林水産大臣の挨拶の様子

(4) 概要(続き)

○ 水際検疫に関し、特に以下について認識を共有した。

- 水際検疫は、各国がそれぞれ責任を持って、出国前と入国地点の両方の段階で、旅行者が違法畜産物を通じた疾病の拡大の危険性について認識し、持ち出さない及び持ち込まないよう、航空会社や大使館、SNS等の様々な媒体を用いて注意喚起を行うこと。
- 国際郵便等を通じた拡大防止、国境地点での違法畜産物の摘発のため、関係機関が連携すること。
- 違法な持ち込みを防ぐための国境地点での対策を強化し、地域内での連携を強化するため、国境防疫に関する情報を各国で共有すること。

○ バイオセキュリティに関し、特に以下について認識を共有した。

- バイオセキュリティは、全ての豚農場にとって、アフリカ豚コレラの侵入を防止し、効果的にコントロールする上で不可欠であり、具体的な取組について啓発や教育が行われること。
- 効果的で安全に洗浄と消毒を行うため、適切な薬剤が適切な方法で使用されること。
- 管理されていない残飯養豚 (swill feeding)は飼養豚におけるアフリカ豚コレラ発生の重大なリスクとなることを生産者等は認識し、適切な加熱処理がなされ、当局による規制がなされない限りは禁止されるべきであること。
- 野生イノシシと家畜豚の接触を防ぐ対策、例えば農場周囲への柵の設置等が講じられること。

2 関連する会議

○ 今年中に第3回会合が開催され、これまでのフォローアップが行われる予定。

○ 2019年9月に仙台市で開催された第31回OIEアジア・極東・太平洋地域総会においても、アジア地域におけるアフリカ豚コレラの予防とまん延防止のための協力強化について議論が交わされた。



第2回OIE/FAOアジア地域アフリカ豚コレラ専門家会合の様子

家畜伝染病の発生状況

- 口蹄疫は、2010年に宮崎県で発生したが、2011年2月にOIEの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。
- 豚コレラは、2018年9月に岐阜県で26年ぶりに発生して以降、44例の発生を確認（9月20日現在）。
- 高病原性鳥インフルエンザは、直近では、2018年1月に香川県で発生したが、2018年4月15日付けでOIEの定める高病原性鳥インフルエンザの清浄国に復帰。
- 牛の結核病やブルセラ病は近年発生が見られない一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生。
- 牛海綿状脳症（BSE）は、2001年9月以降、36例の発生が確認されたが、2013年5月のOIE総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定。

【主要な家畜伝染病の発生状況^{注1}の推移】

（単位：戸数） 注2

年（西暦）	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
口蹄疫	0	0	0	0	292	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ病(牛)	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
結核病(牛)	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ヨーネ病(牛)	606	441	278	313	235	331	211	293	326	327	315	374	321
牛海綿状脳症(BSE)	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクレイピー(羊)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
豚コレラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
高病原性鳥インフルエンザ	0	4	0	0	1	23	0	0	4	2	7	5	1
低病原性鳥インフルエンザ	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（ただし、口蹄疫、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患畜を含む）。

注2：データは2018年12月までの集計結果。

我が国における家畜防疫体制

- (1) 国は、都道府県、動物衛生研究部門等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- (2) 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- (3) また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



【我が国の家畜飼養状況】

肉用牛	4万8千戸	251万頭
乳用牛	1万6千戸	133万頭
養豚	45百戸	919万頭
採卵鶏	22百戸	1億8千万羽
ブロイラー	23百戸	1億4千万羽
平成30年2月1日現在		

自衛防疫団体

都道府県
家畜保健衛生所
168か所
(病性鑑定施設を含む)
獣医師 2,072名
(平成30年3月31日現在)
(厚) 保健所 469か所
(平成30年4月1日現在)

農林水産省
消費・安全局



動物医薬品検査所
動物衛生研究部門



動物検疫所



本所
8支所、16出張所
家畜防疫官 460名
(平成31年4月現在)

○ I E 等の国際機関



家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- ・農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- ・また、家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理の状況を都道府県知事に報告し、都道府県が立入検査により遵守状況を確認することで、家畜の伝染性疾患の発生を予防。

農場における衛生管理の徹底(農林水産省で規定)

○ 飼養衛生管理基準

- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握
- 2 衛生管理区域の設定
 - ・徹底した衛生管理が必要な区域を他の区域と区分
- 3 衛生管理区域への病原体の持込み防止
 - ・必要のない者の立入りの制限
 - ・消毒設備の設置と入場車両・入場者に対する消毒の実施
 - ・(豚)生肉を含む飼料は十分に加熱
- 4 野生動物等からの病原体の侵入防止
 - ・給餌・給水設備への野生動物の排せつ物等の混入防止
 - ・(鶏)防鳥ネット等の整備
 - ・家畜・家さんの死体の保管場所への野生動物の侵入防止
- 5 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - ・畜舎・器具の定期的な清掃又は消毒及び密飼いの防止
- 6 家畜の健康観察と異状がある場合の対処
 - ・毎日の健康観察と異状時の早期通報・出荷停止
 - ・家畜・家さんの死体・排せつ物の移動時の漏出防止
- 7 埋却地の確保等
 - ・埋却地の確保又は焼却・化製のための準備
- 8 感染ルート等の早期特定のための記録作成・保管
 - ・入場者に関する記録の作成・保管
- 9 大規模所有者に関する追加措置
 - ・家畜保健衛生所と緊密に連絡を行う担当獣医師の設置
 - ・通報ルールの作成

※下線部は直近の改正(平成29年2月)で一部追加した項目

と畜場・食鳥処理場



食肉・食鳥処理・加工場



卸売・小売業者



消費者



食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保
(と畜場法・食品衛生法)

- 病畜の廃棄(全部又は一部)
- 枝肉の微生物汚染・増殖防止

- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る仕組み

家畜の所有者による
遵守状況の定期報告

都道府県による取組

原則として
年1回以上
農場へ立入検査

指導・助言

勧告

命令

罰則

基準を遵守しない場合は

※家畜伝染病発生時には、手当金等を減額の可能性